

○ 鹿児島工業高等専門学校国際交流委員会規則

(設置)

第1条 鹿児島工業高等専門学校に、国際交流委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 外国の大学等との学術交流の協定に関する事。
- (2) 外国の大学等からの教職員及び学生の受入れ等に関する事。
- (3) 外国の大学等への教職員及び学生の派遣に関する事。
- (4) 学術の情報及び研究資料の交換に関する事。
- (5) 留学生に関する事。
- (6) その他国際交流に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副校長（国際交流担当）
- (2) 副校長補佐（国際交流担当）
- (3) 学科から推薦された教員 各1名
- (4) 一般教育科から推薦された教員 1名
- (5) 専攻科から推薦された教員 1名
- (6) 総務課長及び学生課長
- (7) その他委員長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第3号から第5号及び第7号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副校長（国際交流担当）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(専門委員会)

第6条 委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(国際交流室の設置)

第8条 委員会に、国際交流に関する業務を推進し専門的事項を調整又は協議するために、国際交流室を置くことができる。

2 国際交流室に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(報告)

第10条 委員長は、委員会で審議された事項を整理し、校長に報告しなければならない。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

2 鹿児島工業高等専門学校外国人留学生委員会規則（平成2年12月20日制定）は廃止する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年5月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 10 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。